

第7回トラック輸送における取引環境・労働時間改善 中央協議会及び第6回トラック運送業の生産性向上 協議会の概要について(報告)

平成29年12月6日

関東運輸局自動車交通部貨物課

第7回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会及び第6回トラック運送業の生産性向上協議会

平成29年9月25日（月）14時00分～16時00分
於）中央合同庁舎3号館 10階共用会議室A

【議事次第】

I. 開会

II. 議題

1. 働き方改革をめぐる動きについて
2. パイロット事業について
3. その他

III. 閉会

【配布資料】

議事次第、委員名簿、配席図

資料1	トラック・バス・タクシーの働き方改革について	【国土交通省】
資料2	働き方改革をめぐる動きについて	【厚生労働省】
資料3	平成29年度パイロット事業（実証実験）について	【国土交通省】
資料4	ガイドライン（案）について	【国土交通省】
資料5	生産性向上国民運動推進協議会について	【国土交通省】
資料6	トラック運送業の適正運賃・料金検討会	【国土交通省】
資料7	荷主勧告制度の運用の改善	【国土交通省】
資料8	荷待ち時間の記録義務付けについて	【国土交通省】
資料9	「生産性向上セミナー」の開催状況について	【全日本トラック協会】
添付資料	標準運送約款、通知	【国土交通省】
配付資料	長時間労働につなげる商慣行の是正に向けた共同宣言	【日本経済団体連合会】

開催趣旨

自動車運送事業(トラック・バス・タクシー事業)について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議を開催する。

検討の視点

1. 生産性の向上

- ・ 運行の効率化・省労働力化
- ・ 手荷役の削減
- ・ 荷待ち時間の削減
- ・ 宅配便の再配達削減
- ・ 駐車場所から集配先までの移動時間の削減 等

2. 多様な人材の確保・育成

- ・ 女性、若者等の就業促進
- ・ 勤務形態の改善 等

3. 取引環境の適正化

※関係者の要望を参考に施策を検討

構成

議長	長：野上 浩太郎	内閣官房副長官
議長代理	代理：牧野 たかお	国土交通副大臣
副議長	長：古谷 一之	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）	
	警察庁交通局長	
	財務省大臣官房総括審議官	
	厚生労働省労働基準局長	
	農林水産省食料産業局長	
	経済産業省大臣官房商務・サービス審議官	
	国土交通省自動車局長	
	環境省地球環境局長	

スケジュール

平成29年6月29日	第1回	現状と課題、今後の進め方 等
8月28日	第2回	当面の対応方針として「直ちに 取り組む施策」を取りまとめ

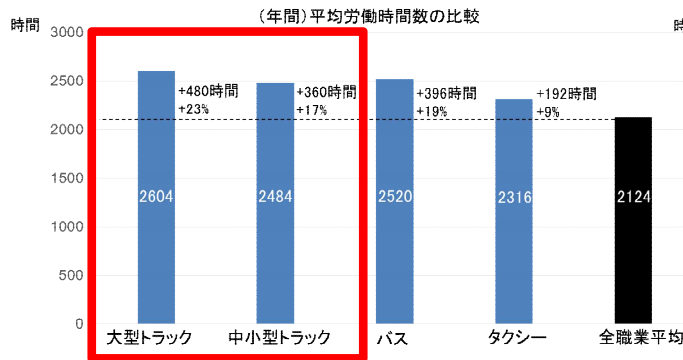
－ 2 －

※平成30年春頃までに「行動計画」を策定

自動車運送事業の働き方をめぐる状況

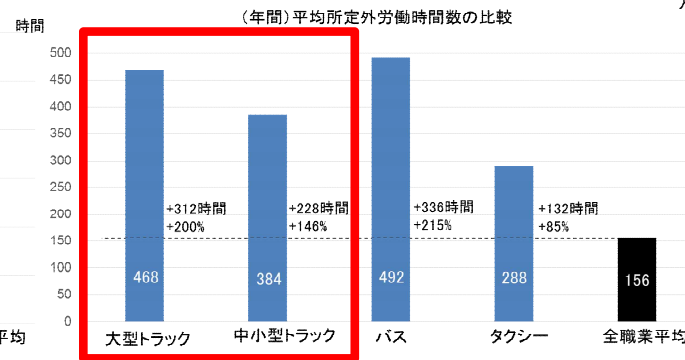
①労働時間

全職業平均より
約1～2割長い。



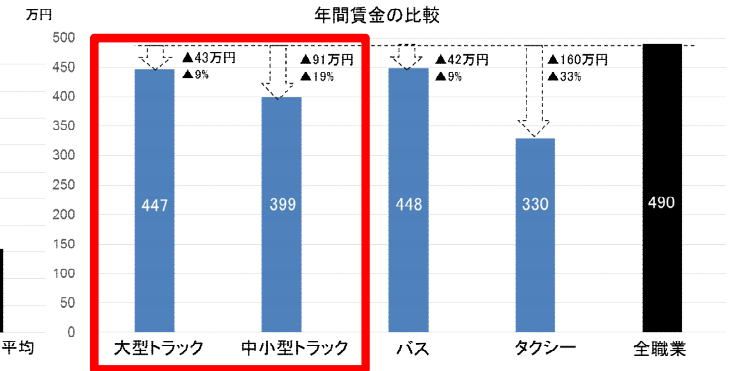
②所定外労働時間

全職業平均の
約2～3倍の長さ。



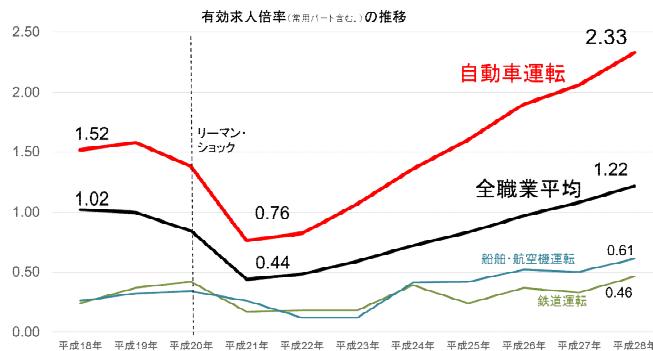
③年間賃金

長い労働時間にも関わらず、約1割～3割低い。



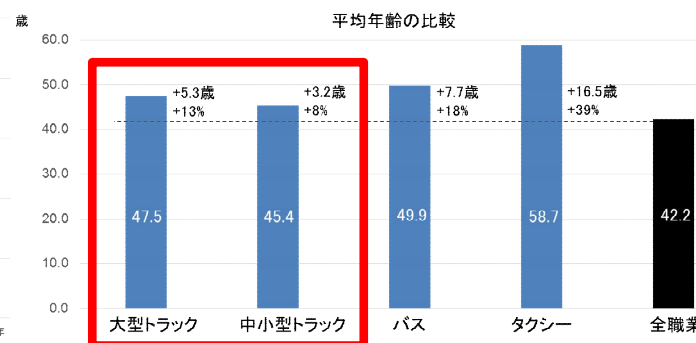
④人手不足

人手不足が年々深刻化。
有効求人倍率は全職業平均の約2倍。



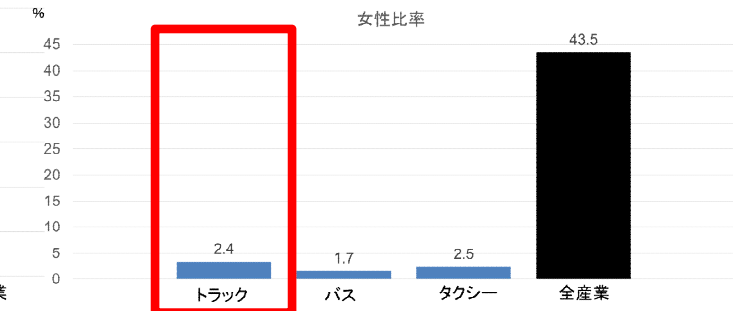
⑤高齢化

全職業平均より
平均年齢が
約3～17歳高い。



⑥女性比率

女性比率は全職業平均の1割未満と低い。

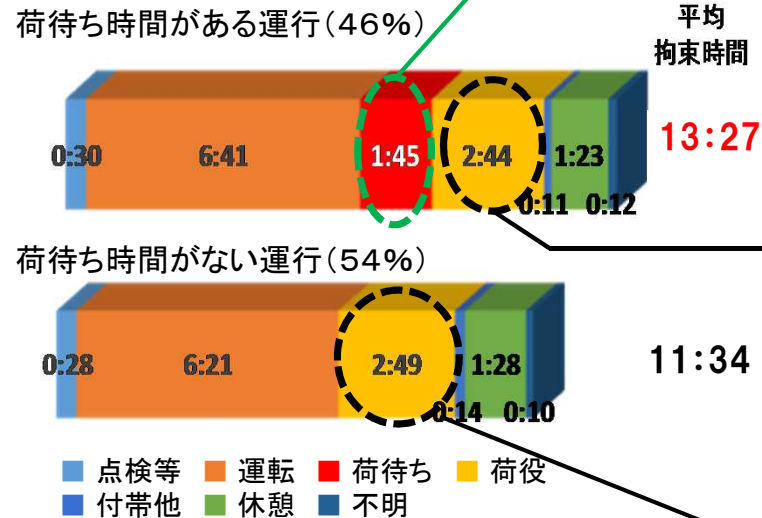


(出典)第1回関係省庁連絡会議の参考資料より国土交通省作成

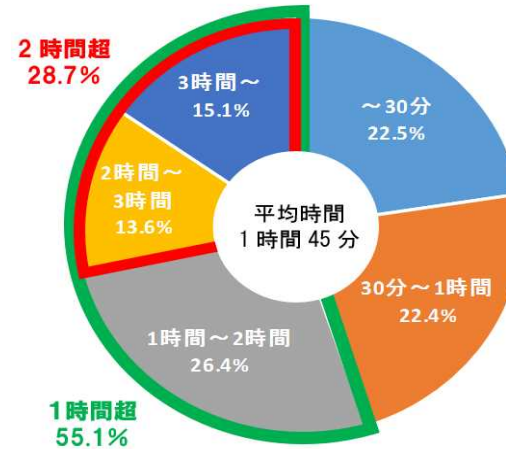
自動車運送事業の課題の例

トラックドライバーの荷待ち時間・荷役時間

1運行の平均拘束時間とその内訳



1運行あたりの荷待ち時間の分布



出典:トラック輸送状況の実態調査(H27)

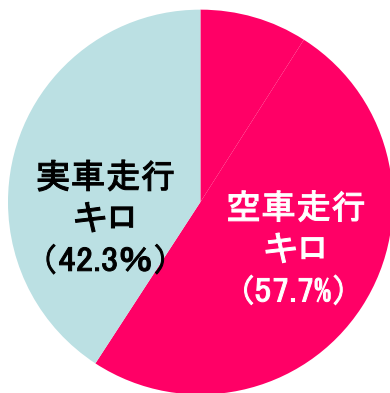
手荷役の例



10トン車に、レタスのバラ積み1,200ケース分(1ケース7～10kg程度)のダンボールを、手積み・手卸している事例。

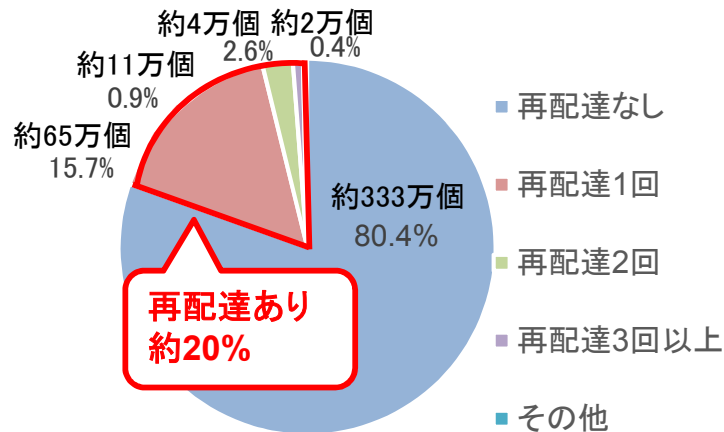
タクシーの空車走行

空車走行と実車走行の割合(全国)



宅配の再配達

配達完了までに要した再配達回数



サンプル個数:約414万個

(平成26年12月 宅配事業者3社によるサンプル調査)

手荷役と機械荷役

手積み・手卸し
作業時間
2～3時間/車



フォークリフトで荷積み・荷卸し
作業時間
20～40分/車



トラック・バス・タクシーの働き方改革 「直ちにに取り組む施策」

～長時間労働にブレーキ、生産性向上にアクセル～

～クルマの仕事の生産性＆職の魅力を高める63施策～

H29.8.28関係省庁
連絡会議取りまとめ

「☆」を付した施策は「働き方改革実
行計画」(平成29年3月)策定以降の
新規施策

「※」を付した施策は強化施策

自動車運送事業は、長時間労働の状況にある一方、荷待ち時間、宅配の再配達等に大きな効率化余地が存在。

このため、**以下の取組を政府を挙げて強力に推進。**

I. 長時間労働是正のための環境整備

①労働生産性の向上

◎短い時間で効率的に運ぶ一様なムダの解消ー

【警、農、国、環】

「荷待ち時間」削減：トラックの予約調整システムの導入促進☆

「荷役時間」削減：パレット化等による機械荷役への転換促進☆

「宅配の再配達」削減：オープン型宅配ボックスの導入促進 ※

「走行時間」削減：高速道路の有効活用

◎たくさん運んで、しっかり稼ぐ 【経、国、環】

ダブル連結トラックの導入促進☆

配車アプリ・スマートメーターによるタクシーの効率配車と新サービス☆

トラック・バス・タクシー事業の「かけもち」制度化☆

◎運転以外の業務も効率化【厚、国】

ICTを活用した運行管理の効率化☆

②多様な人材の確保・育成

◎力仕事・泊まり勤務等からの解放【経、国、環】

荷役の機械化支援☆、トラック・高速バスの中継輸送☆、

SA・PAの大型車駐車マス不足対策

◎誰でも働きやすい職場づくり【厚、国】

女性が働きやすい職場環境の整備

◎免許を取る人を増やす【警、厚】

第二種免許の受験資格の見直しの検討☆、免許取得支援制度の利用促進

③取引環境の適正化

◎荷主・元請の協力の確保【厚、農、経、国】

荷主勧告制度の運用見直し☆、不適切な取引条件の改善に向けた取組

◎運賃・料金の適正收受【国】

荷役等の運送以外の役務の対価の收受対策☆

貸切バス運賃・料金の下限割れ防止対策

II. 長時間労働是正のためのインセンティブ・抑止力の強化

◎働き方改革の実現に向けた

アクションプランの策定の要請☆【国】

事業者団体に対し、策定・実施を要請

◎ホワイト経営の「見える化」・優遇☆【国】

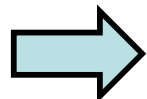
ホワイト経営に取り組む企業が取引先や

求職者に「見える」仕組みや優遇策を検討

◎行政処分の強化☆【国】

過労防止関連違反等に係る

行政処分の処分量定の引上げ



- 平成30年度予算概算要求に反映するとともに、制度・運用の見直しの検討を加速
- 今後、さらに検討を進め、平成30年春頃を目途に「行動計画」を策定・公表

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちに取り組む施策」①

I. 長時間労働是正のための環境整備

①労働生産性の向上

◎短い時間で効率的に運ぶ

「荷待ち時間」削減～予約システムの導入促進～

- ・バース予約調整システムの導入促進
- ・物流総合効率化法の枠組みを活用したトラック予約受付システムの導入促進
- ・荷待ち時間等の記録の分析・活用

「荷役時間」削減～パレット化・機械荷役化の促進～

- ・農産品物流のパレット化の検討の場の設置
- ・農林水産物・食品の物流のパレット化等の促進
- ・パレット化等による機械荷役への転換促進

「横持ち・縦持ち時間」削減

～集配トラックの駐車場所の確保～

- ・貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し
- ・物流を考慮した建築物の設計・運用の普及促進

※1: 青字の施策は新規施策、紫字の施策は強化施策

※2: 施策に付記された数字は「直ちに取り組む施策」別表の施策番号

「宅配の再配達」削減～宅配ボックスと国民運動～

- ・オープン型宅配ボックスの導入促進
- ・宅配便の再配達の削減に向けた国民運動



【オープン型宅配ボックス】

【統一ロゴマークを旗印に展開】

「走行時間」削減～高速道路活用と渋滞対策～

- ・高速道路の割引拡充
- ・ピンポイント渋滞対策の推進
- ・道路利用者視点での渋滞箇所の特定・渋滞対策の促進
- ・暫定2車線区間の4車線化等
- ・民間施設直結スマートIC制度の活用

－ 6 交通モード間の接続(モーダルコネクト)強化

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」②

I. 長時間労働是正のための環境整備

①労働生産性の向上

◎たくさん運んで、しっかり稼ぐ

輸送能力が高い車両の導入

- ・ダブル連結トラックの車両導入に向けた特車許可基準見直し等
- ・ダブル連結トラックの導入促進
- ・連節バスの導入促進



【ダブル連結トラック】

ITの導入・制度見直し等による効率化・新たなサービス展開

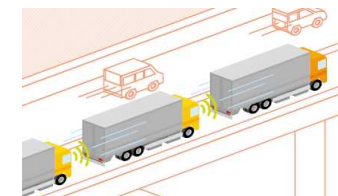
- ・タクシーの配車アプリを活用した新サービスの導入の検討
- ・タクシー用スマートメーターの開発・普及
- ・旅客運送と貨物運送の「かけもち」の可能化
- ・鉄道や船舶へのモーダルシフトや共同輸配送の促進
- ・地域公共交通ネットワークの再編等の促進
- ・大型車ドライバー融通のための検討
- ・車両動態管理システムを活用したトラック輸送の効率化



【旅客運送と貨物運送の「かけもち」】

自動運転の早期実用化

- ・トラック隊列走行の実証実験の実施
- ・中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスの社会実装に向けた検討



【トラックの隊列走行】

◎運転以外の業務も効率化

- ・IT点呼の拡大
- ・運行管理の高度化・効率化に向けた検討

- ・デジタル式運行記録計の導入等の促進
- ・生産性向上のための設備・機器の導入促進等
- ・生産性向上に資する人事評価制度・賃金制度の整備促進

トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」③

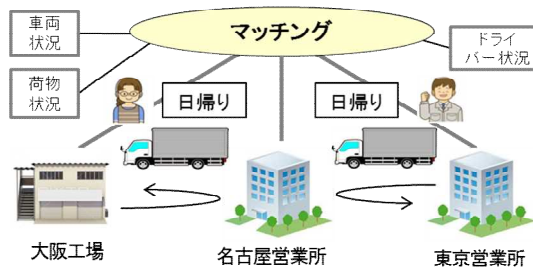
I. 長時間労働是正のための環境整備

②多様な人材の確保・育成

◎力仕事・泊まり勤務等からの解放

- ・トラックの中継輸送の普及・拡大に向けた検討
- ・高速バスの中継輸送の促進
- ・高速道路のSA・PAを活用した中継輸送の運用検討

【中継輸送のイメージ】



・スワップボディコンテナ車両の導入促進

- ・サプライチェーンの全体最適化システムの構築に向けた取組の検討

- ・SA・PA・道の駅における駐車スペース活用

【スワップボディ車】

キャリア部分とコンテナ(荷物)部分が脱着できるトラック

①キャリア部分を抜き取る



②コンテナ部分を残してキャリア部分は出発

◎誰でも働きやすい職場づくり

- ・女性ドライバー応援企業認定制度の活用
- ・女性が働きやすい労働環境整備への支援制度の利用促進
- ・タクシーの労働環境の改善度等の評価・公表
- ・産業保健活動の活性化への支援制度の拡充・利用促進
- ・相談体制の拡充
- ・働き方・休み方コンサルタントによる助言・指導の利用促進
- ・職場定着支援助成金の利用促進
- ・時間外労働等改善助成金(仮称)の拡充・利用促進

◎免許を取る人を増やす

- ・第二種免許の受験資格の見直しの検討
- ・大型自動車一種免許の取得を目的とする職業訓練の実施

- ・労働者の運転免許等取得のための職業訓練への支援制度の利用促進



トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」④

I. 長時間労働の是正のための環境整備

③取引環境の適正化

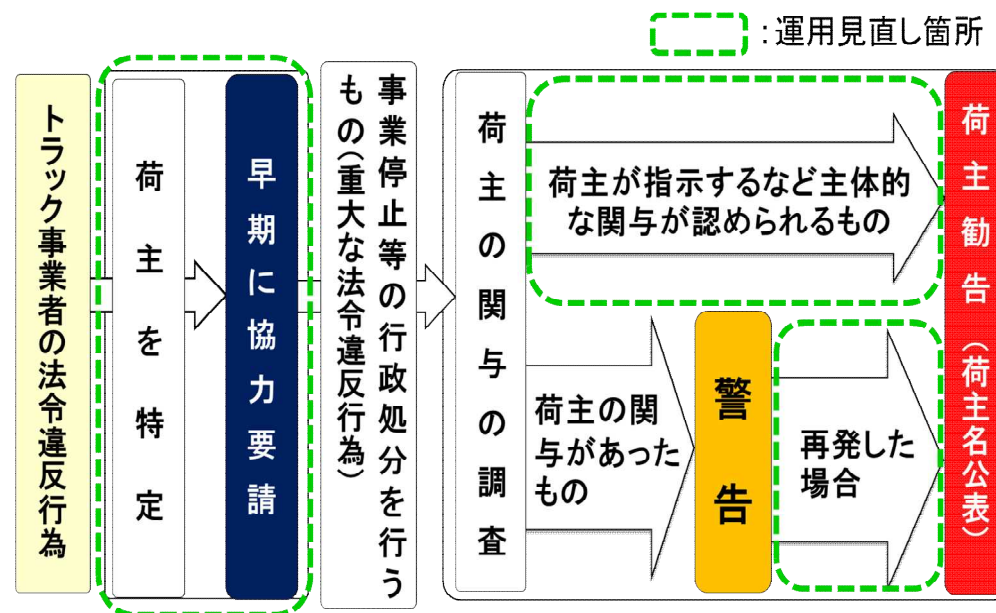
◎荷主・元請の協力の確保

・荷主勧告制度の運用見直し

- ①勧告の判断基準の明確化、
 - ②行政処分の前段階を含め早期に協力要請を行う
- などの新たな運用を本年7月から開始しており、今後、荷主への働きかけを強化することにより、トラック事業者と荷主との協議・協力体制を構築。

・荷主等へのコンサルティング・周知

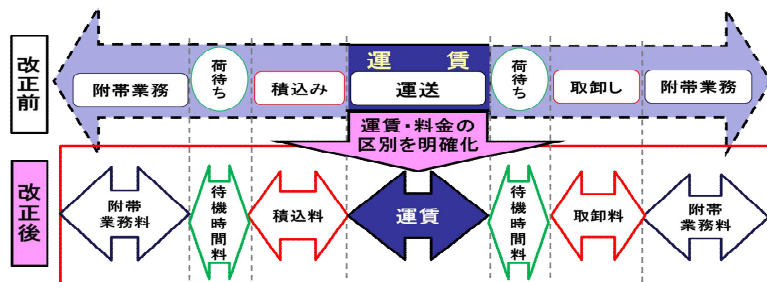
- ・長時間労働を是正するためのガイドラインの作成
- ・フードチェーンにおける商慣習の見直し
- ・元請への働きかけ
- ・物流特殊指定調査の拡充



◎運賃・料金の適正收受

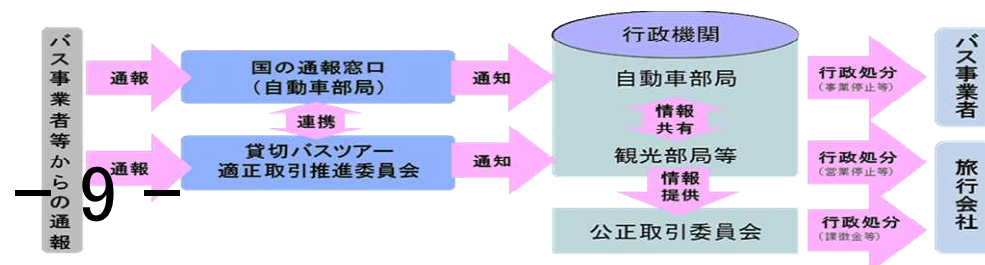
・荷役等の運送以外の役務の対価の收受対策

- 運送以外の役務に対する対価を運賃とは別建て收受ができるよう、標準運送約款の改正(本年11月施行)を行うなど、環境を整備。



・生産性向上セミナーの開催等による普及促進

・貸切バス運賃・料金の下限割れ防止対策



トラック・バス・タクシーの働き方改革「直ちにに取り組む施策」⑤

Ⅱ. 長時間労働是正のためインセンティブ・抑止力の強化

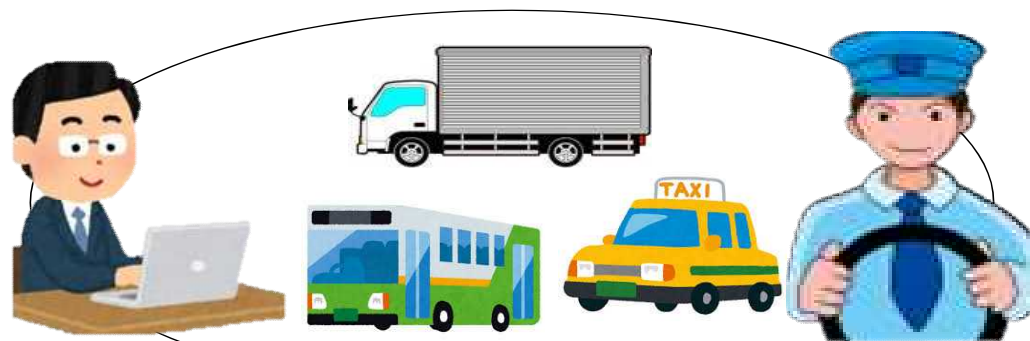
◎働き方改革の実現に向けたアクションプランの策定の要請

→トラック・バス・タクシーの各事業者団体に対し、荷主の理解の醸成等の環境整備を踏まえつつ、長時間労働の是正等の働き方改革の実現に向けたアクションプランを策定・公表・実施することを要請

【平成29年度中の策定を要請】

検討項目の例

- ①長時間労働の是正等に関する目標
- ②働き方改革の実現に向けて取り組む事項
例. 優良事例・ノウハウの共有
会員向け各種セミナーの実施
行政への提言 等
- ③取組状況のフォローアップ 等



◎ホワイト経営の「見える化」・優遇

→長時間労働の是正などの働き方改革を重視したホワイト経営に取り組む自動車運送事業者が取引先や求職者に「見える」仕組みの創設や優遇策について検討

【平成30年度末までに結論を得る】

◎行政処分の強化

→道路運送法・貨物自動車運送事業法に基づく過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定を引き上げ、過労防止対策等を強化

【平成29年度中に通達改正、30年度より適用】

働き方改革をめぐる動きについて

1. 働き方改革をめぐる動きについて

3月28日 「働き方改革実行計画」策定

6月5日 労働政策審議会建議

9月8日 労働政策審議会に法律案要綱を諮問

9月15日 労働政策審議会が法案要綱について答申

⇒今後、閣議決定され次第、国会に法案を提出

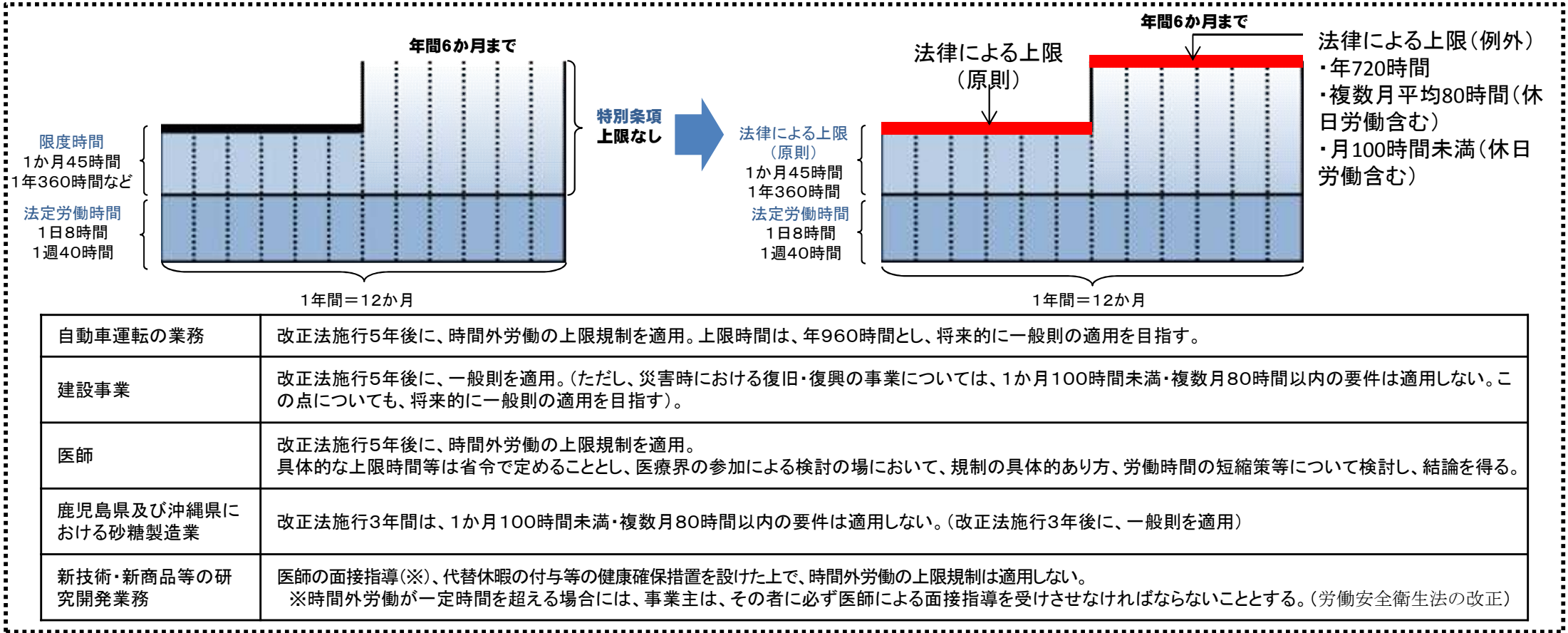
2.「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」の概要（当協議会関係部分）

労働時間に関する制度の見直し（労働基準法）

長時間労働の是正

① 時間外労働の上限規制の導入

- ・時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定。



② 中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

- ・月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。(3年後実施)

③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得

- ・使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はない)。

○41都道府県において48対象集団が決定（47都道府県で54対象集団の見込）。
○荷種の内訳は、食料品14件、農産物7件、建設資材6件、機械製品5件、ゴム製品2件、化学品2件、その他12件であり、全国で様々な荷種を扱う。

平成29年9月15日現在

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	○	○	○	農産物
青森	○	○	○	農産物
岩手	○	○	○	食料品
宮城	○	○	○	食料品
秋田①	○	○	○	農産物
秋田②	○	○	—	紙・パルプ
山形	○	○	○	食料品
福島①	○	○	—	ゴム製品
福島②	○	○	○	食料品
茨城	○	○	△	プラスチック製品製造
栃木	○	○	○	農機具
群馬	△	△	△	
埼玉	○	○	△	
千葉	○	○	○	建設資材
東京①	○	○	○	食料品
東京②	○	○	○	建設資材
神奈川	○	○	○	化学品
山梨	△	△	△	
新潟	○	○	○	農産物
長野	○	○	○	食料品
富山	○	○	△	化学品
石川①	○	○	○	オフィス製品
石川②	○	○	△	食料品
愛知①	○	○	○	建設資材
愛知②	○	○	○	食料品
静岡	○	○	○	ゴム製品
岐阜	○	○	○	窯業品
三重①	○	○	—	建設資材
三重②	○	○	—	食料品

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
福井	○	○	—	金属製品
大阪	○	○	○	食料品
京都	○	○	○	印刷フィルム
兵庫	○	○	○	機械製品
滋賀	○	○	○	日用品
奈良	○	○	○	建設資材
和歌山①	○	○	○	機械製品
和歌山②	○	○	○	食料品
広島	○	○	○	食料品
鳥取	○	○	○	食料品、飼料
島根	○	○	○	集荷荷物
岡山	○	○	○	機械製品
山口	○	○	○	建設資材
徳島	○	○	○	農産物
香川	△	△	△	
愛媛	△	△	△	
高知	△	△	△	
福岡	○	○	—	家具
佐賀	○	○	—	機械製品
長崎	○	○	—	農産物
熊本	○	○	○	機械製品
大分	○	○	—	工業製品
宮崎	○	○	○	農産物
鹿児島	○	○	○	食料品
沖縄	○	○	○	食料品

実施集団(29年度新規)

発荷主:2社(非公表)

方面:道南及び道央⇒道内の市場

運送事業者:運送事業者4社(非公表)

着荷主:2社(非公表)

荷種:農産物

課題

1. 発荷主側、着荷主側ともに手荷役による作業のため、荷役作業が長時間化している。
2. 複数箇所での積込みのため、拘束時間が長時間化している。

検討中の取組内容

➤ ①パレット化による荷役作業時間の削減

パレットを使用した輸送による、荷役時間の削減効果を検証

➤ ②運行計画の見直し(集荷ルートの見直し等)

集荷ルート及び配送ルートの見直しを行うことによる全体の拘束時間の削減効果を検証

期待される効果

- 荷役時間の削減によるドライバーの負担軽減(①)
- 集荷ルートの見直し等による拘束時間の削減(②)

実施集団(29年度継続)

発荷主: 十和田おいらせ農業協同組合 方面: 青森県
⇒ 首都圏の市場
運送事業者: 中長運送(株)
着荷主: 青果卸売業者(非公表)
荷種: 農産物

- 前年度は閑散期における荷積み時間の削減効果等を検証
(荷積み時間 最大 3.8時間 → 2.9時間へ改善)
- 今年度は繁忙期における荷積み時間の削減効果等を検証

課題

1. 配送先への到着が混雑時であるため、待機時間が長時間化している。
2. 配送先ごとの仕分けができていない積み荷があるため、積込作業に時間を要している。
3. 複数の荷受先に荷降ろしをしているため、その都度荷受先の手待ちや荷役に時間を要している。

検討中の取組内容

➤ ①朝積み時間の前倒し

時間を前倒しし、着荷主側の混雑時間を避け早めに到着することにより、待機時間の短縮を図る

➤ ②配送先別の積み荷の区分け

配送先ごとに積み荷を仕分けして、「配送先」を明確化することにより荷役作業時間の削減を図る

➤ ③1運行の荷受け先削減

1運行の配送先を4箇所から2箇所程度に減らすことにより、待機時間や荷役作業時間の削減を図る

期待される効果

- 待機時間の削減による休息時間の確保(①、③)
- 荷役時間の削減によるドライバーの負担軽減(②、③)

16 -

実施集団(29年度新規)

発荷主:積水ハウス(株)山口工場 方面:山口県⇒福岡県
運送事業者:センコー(株)
着荷主:積水ハウス(株)九州物流センター
荷種:建設資材(住宅資材)

課題

1. 発荷主側:積込時の入門指定時間帯があるが、積荷の準備等発荷主側の都合により、受付から積込レーン接車までの待機時間が発生
2. 発荷主側:積込時のシートがけ・養生作業が手作業であるため、長時間の作業が発生
3. 着荷主側:午前8時以降、毎時5両分の着時間指定があるが、先着順のため指定時間前の到着による待機時間が発生

検討中の取組内容

- ①入門時間を積荷の準備状況を踏まえ再設定(発荷主)

前日までの積荷準備状況を踏まえ、入門指定時間帯を設定し、待機時間の削減を図る

- ②附帯作業を機械化(発荷主)

ドライバーの附帯作業を軽減するために、養生作業を機械化し、作業時間の削減を図る

- ③入門時間を指定(着荷主)

レーン数にあわせて2両ずつ時間をずらして指定することにより、早朝からの待機時間の削減を図る

期待される効果

- 待機時間の削減による拘束時間の削減(①、③)
➤ 荷役作業時間の削減によるドライバーの負担軽減(②) —

平成28年度、29年度のパイロット事業を基にしたガイドラインの骨子については、以下のとおりとしたい。

ガイドライン骨子(案)

1. はじめに
2. トラック事業を取り巻く状況
 - (1) ドライバー不足の現状、トラックドライバーの労働条件
 - (2) 労働時間を取りまく現状
3. 課題別の取組指針
 - ① 問題の原因、背景
 - ② 対策の紹介
 - ③ 改善事例(典型的な改善事例を1つないし2つ紹介)
4. 各地方運輸局等の問い合わせ先一覧

平成28年度パイロット事業を踏まえた課題の例

平成28年度パイロット事業において抽出された主な課題・対策の例は以下の通り。

主な課題の例	主な対策の例	実施件数
①集荷・配送の経路等の見直しによる全体の拘束時間の削減	・集荷・荷卸し箇所数の削減 ・集荷と長距離輸送の分離 など	15
②入出荷情報の事前提供による運行の効率化	・積込み予定時間の事前連絡 ・出荷チェックリストの電子化による事前提供 など	10
③荷待ち時間の削減	・予約受付システムの活用 ・予冷库の活用による荷主による荷造りの前日への前倒し など	8
④荷役作業の効率化	・バラ積みのパレット化 ・荷役場所の集約化、改修・拡張 ・積荷の配送先毎の仕分け など	22
⑤附帯作業の改善 (検品、ピッキング等)	・重複検品の廃止 ・ピッキングの方法や人員体制の見直し など	14
⑥施設面の改善	・入出庫バースの増設 ・倉庫内の保管スペースを見直しによる荷役スペースの拡張 など	13
⑦その他	・GPS運行管理システムの活用 ・ドライバーごとの拘束時間の見える化による荷主との実態の共有 など	7

概要

- 平成27年6月、官邸で安倍総理出席の下、小売業、飲食業、宿泊業、介護、トラック運送業の5分野の業界団体・事業者等を集め、「サービス業の生産性向上協議会」を開催。
- 製造業等の専門家からの助言を得て、生産性向上に向けて課題解決を図る活動を展開。
- これらの成果をもとに、平成29年5月、総理をヘッドとする「生産性向上国民運動推進協議会」を発足。労働生産性向上の国民運動を展開。

1. 開催日程等

第1回 平成29年5月24日(水)

第2回 平成29年6月21日(水)

場所: 官邸2階大ホール

安倍総理、加藤働き方改革担当大臣、労使団体、5分野の業界団体・事業者等約300人が出席

2. 各回の開催概要

- ・各分野のこれまでの成果を報告
- ・各業界代表者から横展開の取組みについて宣言
- 【第1回】飲食業、小売業
- 【第2回】トラック運送業、宿泊業、介護

3. トラック運送業の報告等

- ・取り組み事例
 - ①(有)早川運輸、②日通長崎運輸(株)
- ・事業者挨拶
 - ①(有)早川運輸 早川 孝雄 社長
 - ②日通長崎運輸(株) 本多 正昭 社長
- ・事業者団体代表宣言
 - 全日本トラック協会 坂本 克己 副会長(現会長)



○産業界代表(榊原経団連会長) 挨拶 概要

- ・トラック運送業の生産性向上のためには、**事業者の努力に加えて、発着双方の荷主の協力が極めて重要である**ということが浮き彫りになった。
- ・経団連としても、今後更に荷主の方々の協力を得て、物流の生産性向上に積極的に取り組んでいきたい。

○安倍総理 締めくくり発言 概要

- ・今日の報告でも、山梨県の早川運輸は荷主の協力の下、なんと44%の労働生産性向上に成功され、ドライバーの1日の拘束時間は、5時間30分も削減された。素晴らしい成果だと思う。
- ・**こうした成果を上げるには、荷主の皆さんの協力が必要不可欠。**
- ・荷主の経団連の榊原会長からも、経済界として、積極的に協力して頂けると強い表明もあった。

着荷主との連携事例

山梨県の食品製造業では、流通センターへの商品配送を運送事業者に依頼しているが、着荷主側の倉庫では到着順の受付対応で荷待ち時間が長く、また手下ろしの荷役のため、ドライバーの拘束時間が長時間化していた。

このため、PCを活用した受付予約システムの活用とともに、パレットの規格を統一化し、発荷主から着荷主まで一貫パレチゼーションによる拘束時間の削減効果を検証した。

事業概要



結果

➤ 手待ち時間の削減	4時間	→	▲3時間7分	→	53分
			拘束時間の短縮		
➤ 荷役時間の削減	2時間	→	- 21時間33分	→	27分

発荷主との連携事例

長崎県に工場がある食品製造業者では、パン等の食品を長崎県と佐賀県の工場で積み込み、宮崎県の着荷主のところに運送し、そこで空容器を長崎県の工場に返却する一連の輸送を運送事業者へ委託しているが、走行距離の長さや荷役作業・附帯事務の多さから拘束時間の長時間化が課題となっていた。

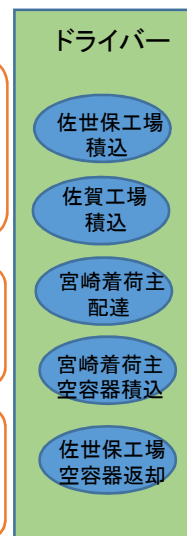
このため、積込担当のドライバーを集荷先に配置することで荷役と運送とを分離するとともに、高速道路利用可能な区間は全区間で高速道路を利用することにより、拘束時間の削減効果を検証した。

事業概要

3箇所ある積込箇所全てで
ドライバーが積込作業を
実施

空容器を当日夜間に
ドライバーが返却

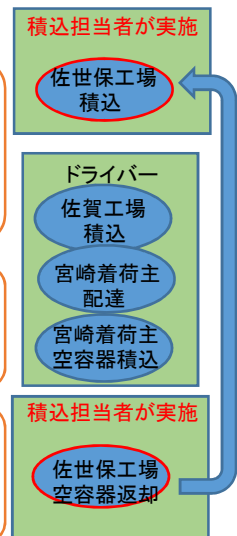
高速道路利用が可能な箇所
の一部で一般道を利用



車庫から最寄りの積込箇所(佐
世保工場)は別の積込担当者を
配置し、荷役と運送を分離

空容器を翌日朝に
積込担当者が返却

利用可能な全区間
高速道路を利用



結果

15時間40分

拘束時間の短縮

13時間30分

▲2時間10分
(うち高速道路利用分▲44分)

22

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。

検討会を4回開催し、適正な運賃・料金収受に向けた方策を取りまとめ、協議会へ報告。

「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

委員

【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

【行政】

- ・ 平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長

オブザーバー

【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組合理国貿易円滑化委員会委員長

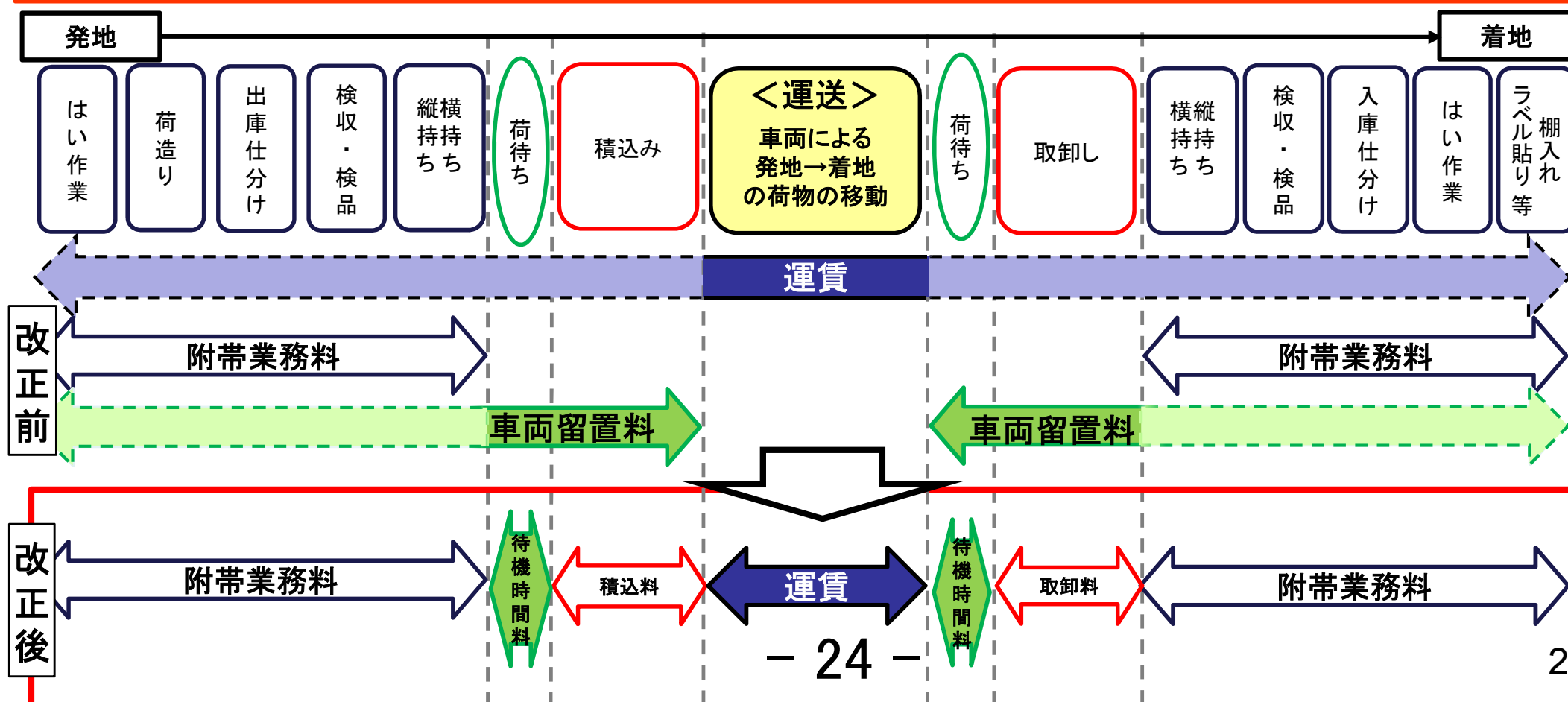
【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

○運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出。

○適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。

- ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。
- ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
- ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」^(※)を追加。等



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

トラック事業者へ周知を図るための方策

- 各都道府県トラック協会を通じトラック事業者へ約款改正に係るリーフレット（別添参照）を配布。
- 各都道府県トラック協会が開催している生産性向上セミナーにおいて、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局窓口にリーフレットを備付け。

荷主に周知を図るための方策

- 各運輸支局から各都道府県の荷主団体に約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、農林水産省が委員になっていない協議会においては、地方農政局にも協議会への参画を依頼する。
- 経済産業省及び農林水産省より提供いただいた荷主団体等リストに基づき、全日本トラック協会から案内文及びリーフレットを送付。

○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
目次 第一章 総則 第二章 <u>運送業務等</u> 第一節・第二節（略） 第三節 <u>積付け、積込み又は取卸し（第十七条）</u> 第四節（第九節（略）） 第三章 附帯業務 第一章 総則（略） 第二章 <u>運送業務等</u> 第一節 通則（略） 第二節 引受け 第六条・第七条（略） （運送状等） 第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数 二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。） 三 運送の扱種別	目次 第一章 総則 第二章 <u>運送業務</u> 第一節・第二節（略） 第三節 <u>積込み又は取卸し（第十七条）</u> 第四節（第九節（略）） 第三章 附帯業務 第一章 総則（略） 第二章 <u>運送業務</u> 第一節 通則（略） 第二節 引受け 第六条・第七条（略） （運送状等） 第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。 一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数 二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。） 三 運送の扱種別

四 運賃、料金（第三十三條の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三條の三に規定する待機時間料、第六十條第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

九 第六十條第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第九條（第十六條（略））

第三節 積付け、積込み又は取卸し

（積付け、積込み又は取卸し）

第十七條 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節（第六節（略））

第七節 運賃及び料金

四 運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

（新設）

八 品代金の取立てを委託するときは、その旨

九 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第九條（第十六條（略））

第三節 積込み又は取卸し

（積込み又は取卸し）

第十七條 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

（新設）

2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節（第六節（略））

第七節 運賃及び料金

第三十二条・第三十三条（略）

（積込料又は取卸料）

第三十三条の二 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）

第三十三条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

第三十二条・第三十三条（略）

（新設）

（車両留置料）

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

各地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長
(単名各通) } 殿

自動車局貨物課長
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

2. 料金

貨物運送事業における「料金」とは、（1）及び（2）のとおりとする。

（1）貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

- (2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

附 則

この通達は、平成29年11月4日から施行する。



国自貨第59号の2
平成29年8月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を定め、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

別 添

国 自 貨 第 5 9 号
平成 2 9 年 8 月 4 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

2. 料金

貨物運送事業における「料金」とは、（1）及び（2）のとおりとする。

（1）貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

（２）深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

附 則

この通達は、平成２９年１１月４日から施行する。

国 自 貨 第 6 0 号
平成 2 9 年 8 月 4 日

各地方運輸局運輸局自動車交通部長 }
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿
(単名各通)

自動車局貨物課長
(公印省略)

トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金収受等の取引環境の改善に取り組むため、平成 2 7 年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成 2 8 年 7 月に設置し、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約 3 割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 5 7 5 号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成 1 5 年国土交通省告示第 1 7 1 号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

ついては、貴局においても、適正運賃・料金収受の取組が推進されるよう、貴局管下業界団体及び事業者に対し周知徹底されたい。

なお、別添のとおり、公益社団法人全日本トラック協会会長あてに通知したので申し添える。

国自貨第60号の2
平成29年8月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金収受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

については、貴協会においても、新たな標準貨物自動車運送約款等への切替え並びにこれに伴う揭示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国 自 貨 第 6 1 号
平成 2 9 年 8 月 4 日

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長
伊奈 友子 殿

国土交通省自動車局貨物課長
平嶋 隆司

トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について

トラック運送業における適正運賃・料金收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成 2 7 年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成 2 8 年 7 月に設置し、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところです。

当該検討会において、約 3 割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされたところです。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 5 7 5 号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成 1 5 年国土交通省告示第 1 7 1 号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとしました。

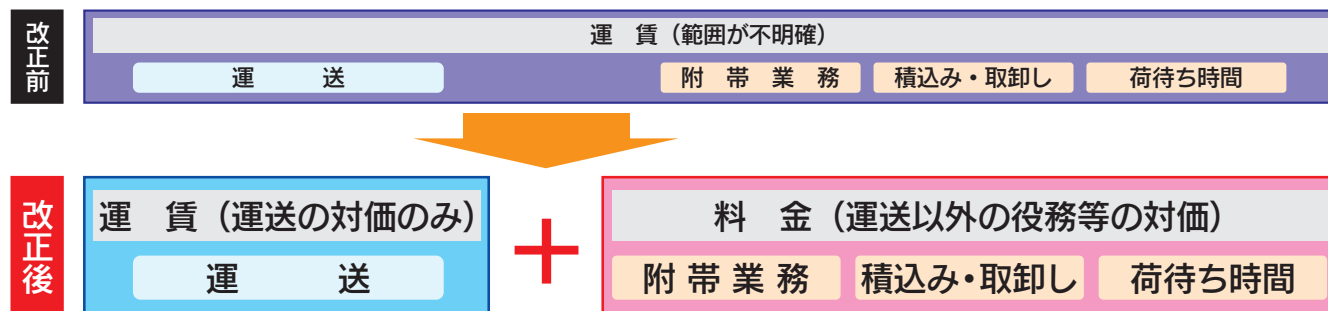
つきましては、貴省所管の荷主団体を通じて、着荷主を含む荷主企業等に対し、周知をいただくとともに、トラック事業者の取引条件の改善に向けた協力の働きかけをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

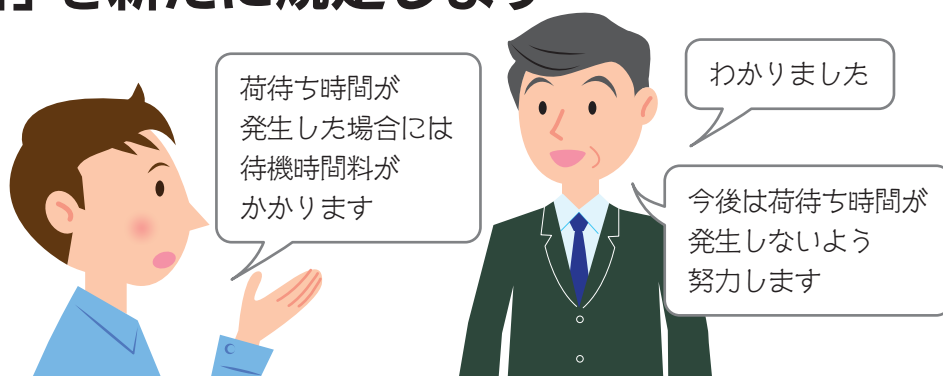
① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による
荷待ち時間の対価を
「待機時間料」とします。



③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
 - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
 - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
 - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
 - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

問合せ先

国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

四国運輸局貨物課

☎ 087-835-6365

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



— 38 —
公益社団法人
全日本トラック協会

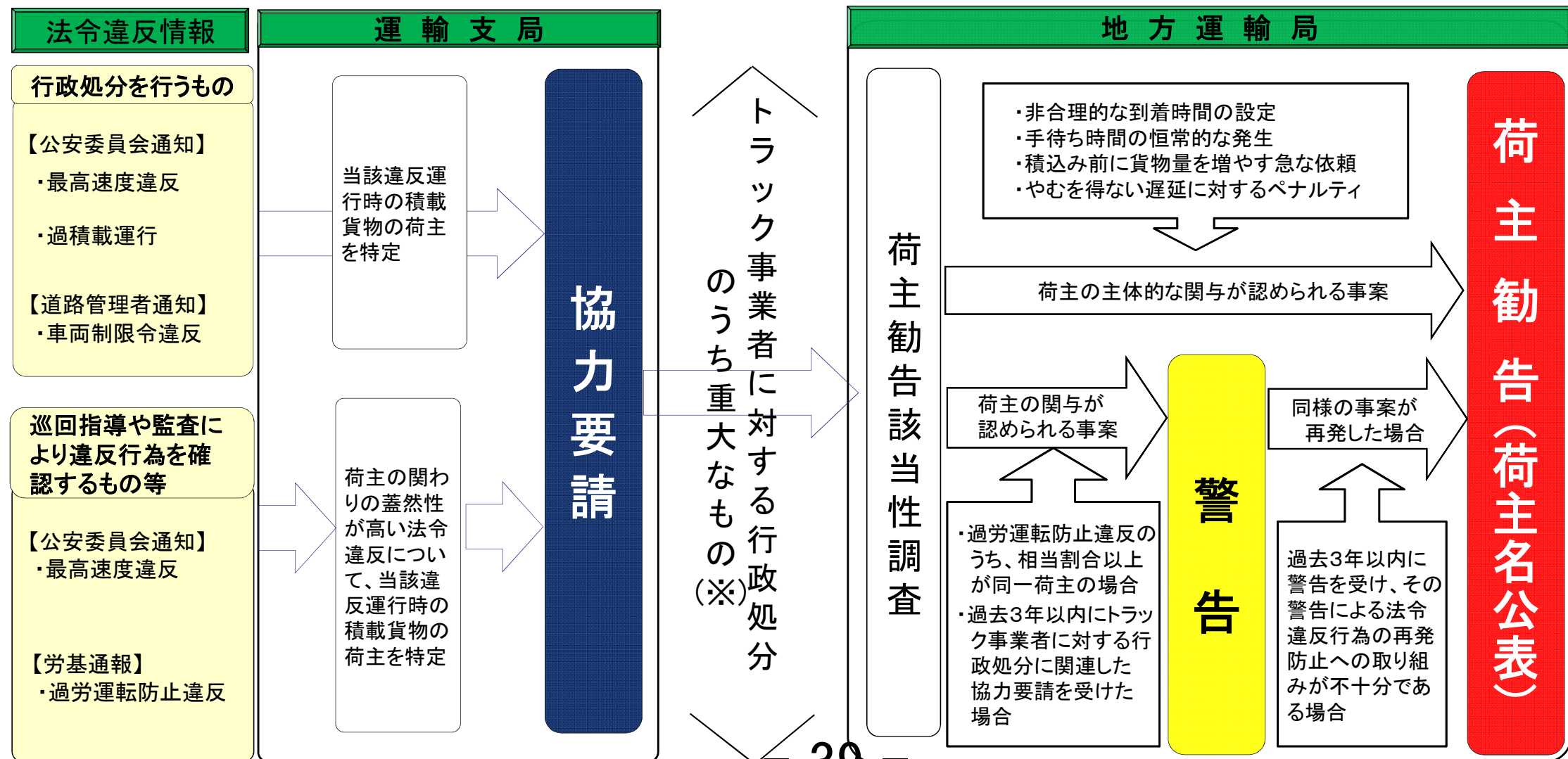
都道府県トラック協会

〈現行の問題点〉

- 荷主勧告や警告の判断基準が不明確であり、荷主の関与の有無についての判断が困難。(荷主勧告は、これまで発動実績がない。)
- 行政処分が前提となっており時間を要していたため、荷主へ早期に働きかけることができない。

〈新たな措置: 通達を改正〉

- 荷主勧告の発動基準及び荷主関与の判断基準をより明確化。
- 荷主関与の蓋然性が高い法令違反情報に対して、迅速に荷主を特定し改善の協力を要請する仕組みを創設。



(※) 行政処分のうち重大なものとは、事業停止処分事案、過労運転防止違反の件数が多い事案、死亡事故等の社会的影響が大きい事案とする。1

荷主勧告に該当すると想定される事案

端 緒

労働基準
監督署から
の通知

死亡事故
等社会的
影響の大
きい事案

公安委員
会からの
通知

道路管理
者からの
通知

トラック事業者に対する監査

荷主勧告該当性調査

<荷待ち時間の恒常的な発生>

(例) トラック事業者が過労運転防止に違反しており、違反の原因を調査したところ、荷主の荷捌き場において荷待ち時間が恒常的に発生しており、かつ、トラック事業者から荷主に対し改善を申し込んだにも関わらず改善されていなかった場合

<非合理的到着時刻の設定>

(例) トラック事業者が死亡事故等を起こし最高速度違反が認められた場合であって、違反の原因を調査したところ、荷主から適切な運行では間に合わない到着時刻を指定されていたことが判明した場合
(高速道路を使用しないと間に合わないが、高速道路料金の支払いがないため一般道路を走行せざるを得ず、最高速度違反になった等)

<やむを得ない遅延に対するペナルティ>

(例) トラック事業者が過労運転防止に違反しており、違反の原因を調査した結果、理由の如何に関わらず遅延したことをもって商品買取等のペナルティが課されていたことから、着時刻に間に合わせるために連続運転時間等の基準を遵守できなかった場合

<積み込み直前に貨物量を増やす急な依頼>

(例) トラック事業者が過積載運行を行っており、違反の原因を調査したところ、積み込み直前に荷主から貨物量を2倍以上増やすよう急に指示され、過積載とは認識しつつ荷主から取引解消を示唆されたため断り切れなかった場合

<同様の事案が再発した場合>

(例) トラック事業者の違反の原因を調査した結果、違反に関わりがある荷主が過去3年以内に当該違反と同様の違反に関して警告を受けており、かつ、当該警告による法令違反行為の再発防止への取り組みが不十分である場合

荷主勧告

荷主名公表

貨物自動車運送事業法

(荷主への勧告)

第六十四条 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)が第十七条第一項から第四項まで(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第二十三条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三条第一号(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)に該当したことにより第三十三条(第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該勧告の対象となる荷主が行う事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

トラックドライバーの長時間労働を改善し、輸送の安全の確保を図るべく、荷待ち時間の実態を把握するとともに、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、荷待ち時間記録等を新たにトラック運送事業者に義務付ける省令改正（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令）を行い、平成29年7月1日から施行しているところ。

○ 改正の概要

（1）荷待ち時間等の記録の義務付け（輸送安全規則第8条関係）

トラックドライバーが車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、

- ・集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）
 - ・集貨地点等に到着した日時
 - ・集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時
- 等について記録し、1年間保存しなければならないこととする。

（2）適正な取引の確保（輸送安全規則第9条の4関係）

輸送安全規則第9条の4では、従前から、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と協力し、適正な取引を確保することを努力義務としているところ、

荷主の都合による集荷地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加えることとする。

＜義務付け対象＞ 車両総重量8トン以上 又は 最大積載量5トン以上

中型トラック（8トン以上）



大型トラック（11トン以上）



＜義務付け対象外＞

車両総重量8トン未満
又は
最大積載量5トン未満

小型トラック



荷待ち時間のサンプル調査について

○荷待ち時間のサンプル調査について

荷待ち時間の削減に向けた取組に活用することを目的として、新たに7月から義務付けた荷待ち時間等の記録を基にサンプル調査・分析を実施（荷待ち時間の記録義務付けの対象となっている、荷主の都合で30分以上の荷待ちが発生したものが対象※）。

○調査方法について

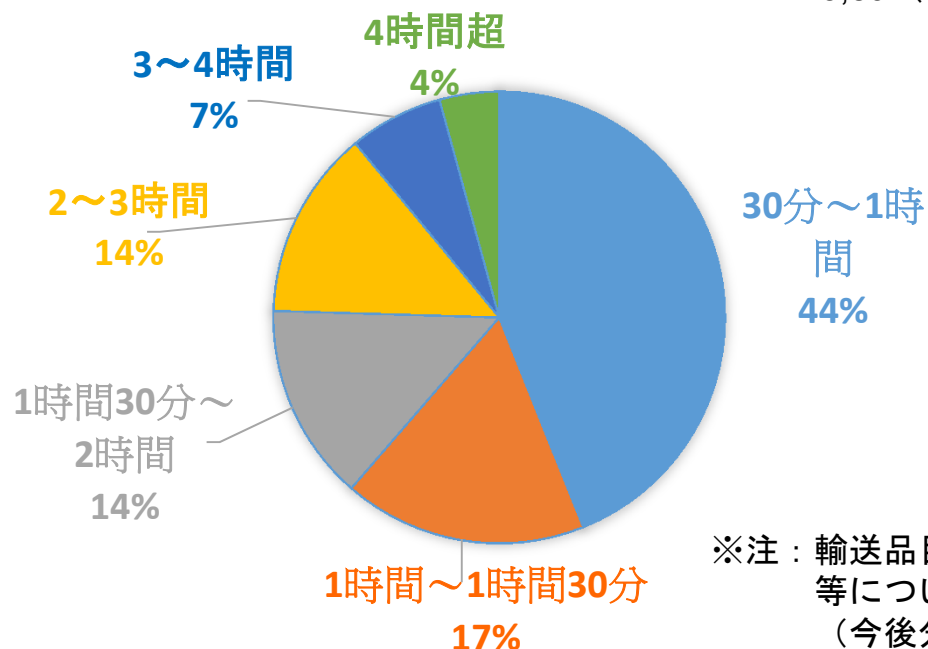
- ・ 調査対象の規模は、全日本トラック協会を通して約5,000者へ調査票を配布
- ・ 7月第1週～第2週の運行について、トラック運送事業者から報告

○調査結果について

- ・ 約300者より、3,892件の回答（上記※）に該当するもの）
- ・ 今回は調査結果の集計の速報であるが、今後、発着地・荷種と荷待ち時間との関連性などについて詳細な分析を行う
- ・ また、これらの結果を元に生産性向上セミナーなどの説明会の場を通じて荷主に働きかけを行う

今回のサンプル調査における
1カ所あたりの荷待ち時間の分布

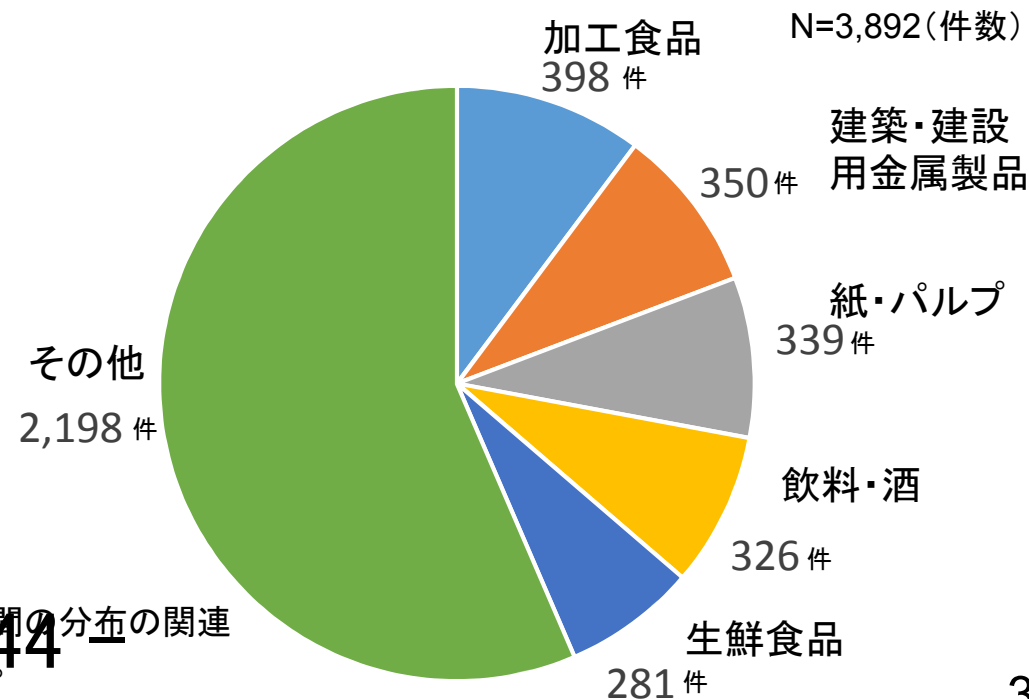
N=3,892(件数)



※注：輸送品目と荷待ち時間の分布の関連等については未分析。
(今後分析予定)

今回のサンプル調査における輸送品目別件数

N=3,892(件数)



「トラック運送における生産性向上セミナー」の開催状況について

資料9

【参考】国土交通省主催「トラック運送業における生産性向上セミナー」の開催(平成28年度)

(公社)全日本トラック協会
平成29年9月14日

国土交通省では、トラック運送業の取引条件の改善及び生産性向上に向け、全国9ブロックにおいて、取引上問題となる行為や望ましい取引のあり方、共同輸配送等の生産性向上方策等について紹介するセミナーを平成29年2月から3月にかけて開催。

<プログラム>

- ① 取引条件の改善と生産性向上方策に向けた政府の取組について
- ② 価格交渉について(価格交渉ハンドブック等の紹介)
- ③ トラック運送の生産性向上方策(好事例の横展開)
- ④ 講演:先進事例に関する荷主講演等

<参加人数>

札幌: 79名(うち荷主14名)	大阪: 139名(うち荷主60名)
仙台: 67名(うち荷主12名)	広島: 60名(うち荷主8名)
東京: 249名(うち荷主86名)	高松: 34名(うち荷主7名)
新潟: 107名(うち荷主17名)	福岡: 141名(うち荷主23名)
名古屋: 147名(うち荷主42名)	
以上、合計1,023名が参加(うち荷主269名)	

1. トラック協会主催「トラック運送業における生産性向上セミナー」の開催(平成29年度)

平成29年度は、トラック運送事業者が生産性向上方策等の更なる理解促進を図るため、全日本トラック協会及び都道府県トラック協会が国土交通省のセミナーに引き継ぐ形で、更に運転者の労務負担を軽減する一方策である中継輸送の導入方法の紹介を加える等内容及び規模を拡大して実施。

<主催者>

(公社)全日本トラック協会、都道府県トラック協会並びに北海道各地区トラック協会(国土交通省(地方運輸局・運輸支局)との共催とする。)

<開催期間>

平成29年5月～平成30年3月

<開催地域>

47都道府県を予定(詳細は3ページを参照)

<受講対象者>

トラック運送事業者

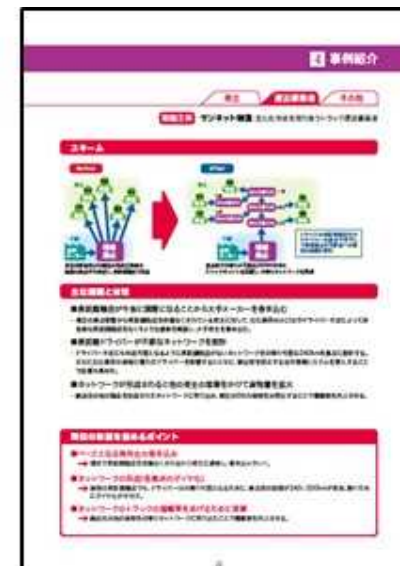
<プログラム>

- ① 適正な取引条件への改善について(「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」「荷主向けリーフレット」の紹介)
- ② トラック運送における生産性向上方策について(「生産性向上方策に関する手引き」「原価計算の活用に向けて」の紹介)
- ③ 中継輸送について(「中継輸送の実施に当たって(実施の手引き)」の紹介)

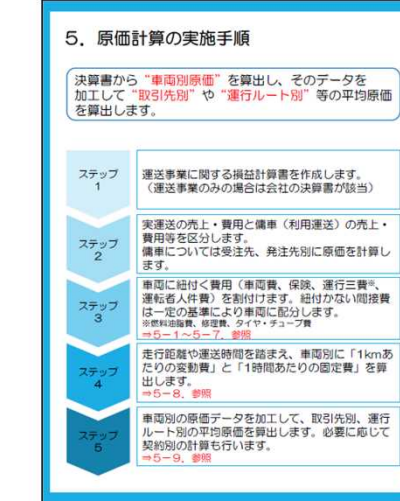
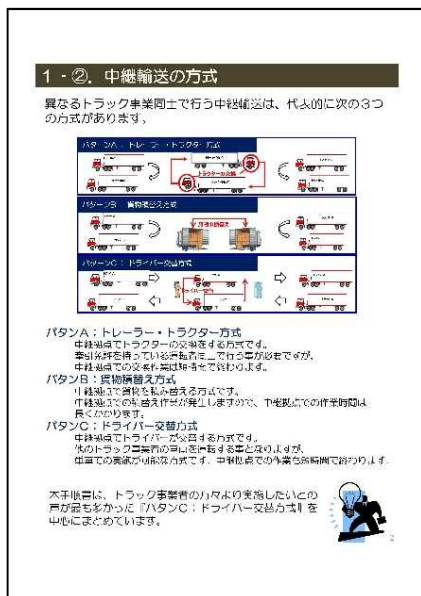
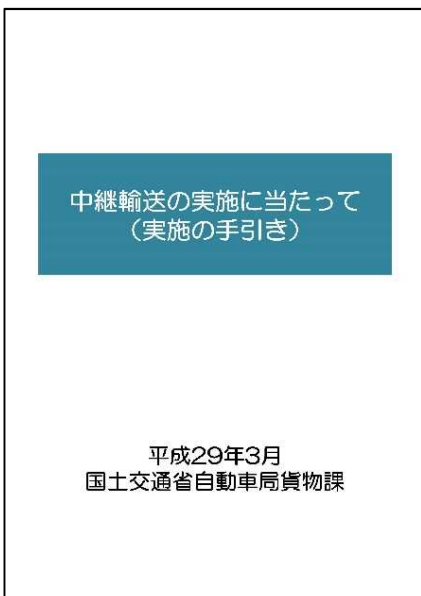
① 適正な取引条件への改善について



② トラック運送における生産性向上方策について



③ 中継輸送について



2. 生産性向上セミナーの開催状況

都道府県	開催日程(予定を含む)	開催場所	参加人数
北海道	平成29年8月3日(木)	北海道トラック総合研修センター	102
札幌地区			
函館地区	平成29年11月21日(火)	函館地区トラック研修センター	
室蘭地区	平成29年10月12日(木)	苫小牧市	
旭川地区	平成29年7月14日(金)	旭川地区トラック協会	47
十勝地区	平成30年1月17日(水)	ホテル日航ノースランド帯広	
釧路地区	平成29年9月7日(木)	釧路地区トラック研修センター	11
北見地区	平成29年9月8日(金)	北見地区トラック協会	17
青森	平成29年11月13日(月)	青森県トラック協会 研修センター	
岩手	平成29年10月24日(火)	岩手県トラック協会	
宮城	平成29年9月19日(火)	宮城県トラック協会 研修室	
秋田	平成30年1月10日(水)	秋田市	
山形	平成29年8月24日(木)	山形県研修センター	
福島	平成29年11月14日(火)	福島県トラック協会 県中研修センター	
茨城	平成29年10月26日(木)	茨城県トラック協会	
栃木	平成29年9月26日(火)	栃木県トラック協会	
群馬	平成29年10月20日(金)	群馬県トラック協会	
埼玉	未定		
千葉	平成29年8月30日(水)	TKPガーデンシティ千葉	204
東京	平成29年8月22日(火)	東京都トラック総合会館	67
神奈川	平成29年6月19日(月)	横浜市西公会堂	389
山梨	平成29年10月30日(月)	山梨県トラック協会	
新潟	平成29年7月25日(火)	新潟県トラック総合会館	82
長野	平成29年8月21日(月)	長野県トラック会館	66
富山	平成29年10月25日(水)	富山県トラック会館	
石川	平成29年7月11日(火)	石川県トラック会館	72
福井	平成29年11月9日(木)	福井県トラック総合研修会館	
岐阜	未定		

都道府県	開催日程(予定を含む)	開催場所	参加人数
静 岡	平成29年9月7日(木)	静岡県トラック会館	59
愛 知	平成29年7月7日(金)	中部トラック総合研修センター	60
三 重	平成29年9月19日(火)	北部輸送サービスセンター	
滋 賀	平成29年9月12日(火)	滋賀県トラック県総合会館	61
京 都	平成29年9月5日(火)	京都自動車会館	45
大 阪	平成29年10月16日(月)	ホテル大阪ベイタワー	
兵 庫	平成29年9月28日(木)	兵庫県トラック協会	
奈 良	平成29年9月27日(水)	奈良県トラック会館	
和歌山	平成29年10月6日(金)	和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ	
鳥 取	平成30年1月下旬～2月上旬	鳥取・倉吉・米子	
島 根	平成29年11月8日(水)	くにびきメッセ	
岡 山	平成29年9月14日(木)	岡山県トラック総合研修会館	
広 島	平成29年8月29日(火)	広島県トラック総合会館	73
山 口	平成29年5月9日(火)	山口グランドホテル	69
徳 島	平成29年9月6日(水)	徳島県トラック会館	30
香 川	平成29年9月25日(月)	ホテルパールガーデン	
愛 媛	平成30年2月頃	愛媛県トラック会館	
高 知	平成29年9月11日(月)	サンピアセリーズ	28
福 岡	平成29年9月20日(水)	福岡県トラック総合会館	
佐 賀	平成29年11月28日(火)	佐賀県トラック協会	
長 崎	平成29年10月19日(木)	長崎県トラック協会研修会館	
熊 本	平成29年11月16日(木)	熊本県トラック協会	
大 分	平成29年6月23日(金)	ホルトホール大分	38
宮 崎	平成30年1月29日(月)	宮崎県トラック協会	
鹿児島	平成29年11月頃 平成30年1月～3月の間	鹿児島市内 鹿児島市内	-----
沖 縄	未定		
9月13日現在、16都道府県及び3地区で開催済み			合 計 1,556

3. 生産性向上セミナー参加者アンケート(平成29年8月以降に実施)結果 ①

1. 適正な取引条件への改善について

○講演内容は参考になったか

回答項目	回答数	割合
1. 参考になった	152	33.6%
2. やや参考になった	208	46.0%
3. あまり参考にならなかった	81	17.9%
4. 参考にならなかった	8	1.8%
5. 無記入	3	0.7%

○講師の説明はわかりやすかったか

回答項目	回答数	割合
1. わかりやすい	172	38.1%
2. ややわかりやすい	209	46.2%
3. やや難しい	48	10.6%
4. 難しい	5	1.1%
5. 無記入	18	4.0%

○主な意見

- ・国の取組、方向性が理解できた。
- ・自主行動計画、荷主への働きかけ等具体的説明があり参考となった。
- ・価格交渉の具体例が載っていたため参考になる。
- ・取引改善のための省庁の取組が理解できましたが、実態はコストUPになるために荷主の理解が必要で、時間がかかる。
- ・時間が足りない。もっと具体例が知りたい。
- ・当社に当てはまらない内容だった。大手運送会社でしかできないことが多すぎる。
- ・荷主へもセミナーを開催してもらいたい。荷主へは言い出せない。

2. トラック運送における生産性向上方策について

○講演内容は参考になったか

回答項目	回答数	割合
1. 参考になった	126	37.1%
2. やや参考になった	148	43.5%
3. あまり参考にならなかった	48	14.1%
4. 参考にならなかった	5	1.5%
5. 無記入	13	3.8%

○講師の説明はわかりやすかったか

回答項目	回答数	割合
1. わかりやすい	156	45.9%
2. ややわかりやすい	123	36.2%
3. やや難しい	25	7.4%
4. 難しい	2	0.6%
5. 無記入	34	10.0%

○主な意見

- ・資料がわかりやすく、今後の取組み方の参考になった。
- ・他社の事例紹介が特に参考になりました。
- ・実際に起きた事例が多く紹介されており、分かりやすかったし、自社はどのように工夫することができるか考えるきっかけになるような内容だった。
- ・生産性を上げるには、難しいことを実施するのではなく、日常業務の視点を一寸変え、継続していくことが必要である。
- ・様々な角度から生産性向上が可能であることが分かり参考になった。
- ・考え方は理解できるが、実用性という面でははたしてどうか。
- ・大手はそれなりに事例のように進めることができるが、中小企業は難しいと思います。運行原価計算は行っています。

3. 生産性向上セミナー参加者アンケート(平成29年8月以降に実施)結果 ②

3. 中継輸送について

○講演内容は参考になったか

回答項目	回答数	割合
1. 参考になった	184	40.7%
2. やや参考になった	133	29.7%
3. あまり参考にならなかった	82	18.1%
4. 参考にならなかった	17	3.8%
5. 無記入	36	8.0%

○講師の説明はわかりやすかったか

回答項目	回答数	割合
1. わかりやすい	255	56.4%
2. ややわかりやすい	137	30.3%
3. やや難しい	4	0.9%
4. 難しい	0	0.0%
5. 無記入	56	12.4%

○主な意見

- ・中継輸送の言葉は知っていたが、内容、実例は知らなかったので、今後の戦略の一つとして勉強になりました。
- ・ドライバー交替方式で疑問に思ったことが説明されてよかった。
- ・労働時間の短縮など、働き方としては良いと感じた。コストの負担について、運転手の賃金が減るのでは？と感じた。
- ・自社輸送困難なエリアでもカバーできるのは利点があります。当社でも東北～滋賀間で、実際に中継輸送に取り組んでいます。今後も様々な条件に合わせた中で、選択肢の一つとして取り入れて行きたい。
- ・将来的には検討すべき方法かもしれないが、現時点では現実味がない。(特に他社ドライバーとの交替)
- ・中継輸送ができそうな荷物があまりない。

4. その他

○意見、感想等

- ・今後、生産性向上に向けて取り組みたい。
- ・講習会を通じて、社内の改革を行いたいと考えます。このような講習会を続けてほしい。
- ・本日の研修は非常に役に立ちました。
- ・交渉次第ということ。勉強しなくてはダメである。
- ・IT導入によってさらに効果が上がると思いますが、現状はどの程度までいっているのでしょうか。
- ・もう少し時間が必要。講師が多すぎるかもしれません。

参 考

○セミナー開催風景(平成29年6月19日、神奈川県横浜市)

